

## 「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

外部専門機関等の幅広いネットワークを活用した多面的なコンサルティング機能を発揮し、お客様のライフステージに応じた最適なソリューションを提供します。

b. IT 実装支援

八十二システム開発株式会社と連携し、IT 実装によるコスト削減、働き方改革支援など、デジタル技術を活用した総合 IT コンサルティングを実施します。

c. 専門人材マッチング

八十二スタッフサービス株式会社や外部提携先企業と連携し、地域企業の経営課題解決に必要となる経営人材等の紹介や派遣を通じて、お客様の成長を支援します。

d. グリーン化の取組

専門部署を中心とした推進体制を強化し、お客様の脱炭素化支援など持続可能な地域社会の実現に向けた幅広い活動を積極的に展開します。

e. 健康経営に関する取組

「健康経営基本方針」を公表し、当行自らが健康経営に積極的に取組むことで、役職員やその家族のウェルビーイングの実現を支援します。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

### ③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

当行は、「健全経営を堅持し、もって地域社会の発展に寄与する」という経営理念に基づき、地域金融機関としての強みを活かした質の高い総合金融サービスを提供することで、お客さまや地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

2022 年 7 月 25 日

株式会社八十二銀行 取締役頭取 松下 正樹